

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進
的な協定（TPP11協定）における工業製品関税
（経済産業省関連分）に関する内容の概要

平成30年12月
経済産業省

相手国及び我が国の工業製品関税
(経済産業省関連分)に関する
内容の概要

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP10カ国全体

- ・ 即時撤廃率：(品目数ベース)86.6%、(貿易額ベース)87.2%
- ・ 関税撤廃率：(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
カナダ	96.2%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.8%	98.0%	100%	100%
豪州	91.7%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.4%	96.4%	100%	100%
チリ	95.1%	98.9%	100%	100%
マレーシア	80.3%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.1%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	71.0%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP10カ国全体

- ・ 即時撤廃率：(品目数ベース)95.2%、(貿易額ベース)98.8%
- ・ 関税撤廃率：(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2015年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

各国の工業製品関税
(経済産業省関連分)に関する
内容の概要

カナダ(1)

◆ 2018年12月30日発効。発効日以降の毎年の関税の引き下げ日は1月1日。

化学

品目	譲許内容	ベースレート
有機化学品	即時撤廃	2%～8%
化粧品	即時撤廃	6.5%
シャンプー	即時撤廃	6.5%
せっけん・洗剤	即時撤廃	2.5%～6.5%
プラスチック製品	即時撤廃	3%～6.5%
硬質ゴム	6年目撤廃	6.5%

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%～18%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%～18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%～14%

カナダ(2)

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
湯沸器	即時撤廃	6.5%
エアコン	即時撤廃	6%
電動機・発電機	即時撤廃	2%～6%
カラーテレビ	即時撤廃	3.5%～5.5%

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
鉄鋼製品	即時撤廃	2.5%～8%
ナット	即時撤廃	6.5%
リベット	即時撤廃	6.5%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	6.5%

カナダ(3)

精密機械

品目	譲許内容	ベースレート
レンズ	即時撤廃	3.5%
メガネフレーム	即時撤廃	2.5%
映写機	即時撤廃	6%
潜望鏡	即時撤廃	5%
水準器	即時撤廃	2.5%
マイクロメーター	即時撤廃	4%
サーモスタット	即時撤廃	5%
腕時計	即時撤廃	5%
楽器	即時撤廃	3%～7%

カナダ(4)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車	発効時に5.5%、2年目に5%、3年目に2.5%、4年目に2%となり、5年目に撤廃	6.1%
バス	11年目撤廃	6.1%
大型ガソリントラック	6年目撤廃	6.1%
トラック(上記以外)	11年目撤廃	6.1%

自動車部品①

品目	譲許内容	ベースレート
電気自動車用蓄電池	即時撤廃	7%
ディストリビューター及びイグニッションコイル	即時撤廃	6%
ワイパー	即時撤廃	6%
モニター	即時撤廃	3.5%~6%

カナダ(5)

自動車部品②

品目	譲許内容	ベースレート
シールドビームランプ	即時撤廃	2%～6%
車体	即時撤廃	6%
バンパー	即時撤廃	6%
シートベルト	即時撤廃	6%
ブレーキ	即時撤廃	6%
ギアボックス	即時撤廃	6%
駆動軸	即時撤廃	6%
車輪	即時撤廃	6%
サスペンション	即時撤廃	6%
ラジエーター	即時撤廃	6%
マフラー	即時撤廃	6%
ステアリング	即時撤廃	6%
エアバッグ	即時撤廃	6%
タイヤ	4年目撤廃	7%

カナダ(6)

その他

品目	譲許内容	ベースレート
陶磁器	即時撤廃	4.5%～7%
ボールペン	即時撤廃	7%
フェルトペン・マーカー	即時撤廃	7%
リボン	即時撤廃	8.5%～15.5%
ゴルフクラブ	即時撤廃	7.5%
ボール	即時撤廃	5.5%～8%
シャープペンシル	即時撤廃	7%
鉛筆のしん	即時撤廃	6%
腰掛けの一部	6年目撤廃	8%～9.5%
寝具の一部	6年目撤廃	8%～14%

ニュージーランド(1)

◆ 2018年12月30日発効。発効日以降の毎年の関税の引き下げ日は1月1日。

化学

品目	譲許内容	ベースレート
黒色インキ	即時撤廃	5%
ゴム製品	即時撤廃	5%
プラスチック製品の一部	5、7年目撤廃	5%～10%
カラーインキ	7年目撤廃	5%

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
エアコン	即時撤廃	5%
瞬間ガス湯沸器	即時撤廃	5%
フォークリフト	即時撤廃	5%
ブルドーザー	即時撤廃	5%
ショベルカー	即時撤廃	5%
マシニングセンター	即時撤廃	5%
ニッケル・カドミウム蓄電池	7年目撤廃	5%

ニュージーランド(2)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合織)	5、7年目撤廃	5%
ひも、綱	5、7年目撤廃	5%

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
めっき鋼板の一部	即時撤廃	5%
冷延鋼板の一部	即時撤廃	5%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	5%
くぎの一部	5年目撤廃	5%
鉄製ケーブル	5、7年目撤廃	5%

ニュージーランド(3)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車 (キャンピングカー、救急車の一部)	即時撤廃	10%
バス	即時撤廃	5%
トラック(一部)	即時撤廃	5%

(※上記以外の乗用車、トラックは無税)

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート
タイヤ	即時撤廃	5%～10%
エンジン	即時撤廃	5%
点火プラグ	即時撤廃	5%
車体	即時撤廃	5%～10%
駆動軸	即時撤廃	5%
ラジエーター	7年目撤廃	5%

その他

品目	譲許内容	ベースレート
陶磁器	即時撤廃、7年目撤廃	5%
メガネフレーム	即時撤廃	5%

豪州

◆ 2018年12月30日発効。発効日以降の毎年の関税の引き下げ日は1月1日。

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
プラスチック製の板、フィルム(プロピレンの重合体製)	即時撤廃	5%	撤廃済
ポリカーボネート	即時撤廃	5%	撤廃済

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

◆ 未発効

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2006年7月 日馬EPA発効、 2009年2月 AJCEP発効)
乗用車	3～13年目撤廃	10%～35%	撤廃済

※日マレーシアEPAにおける乗用車の原産地規則は控除方式による付加価値基準60%。

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2006年7月 日馬EPA発効、 2009年2月 AJCEP発効)
熱延鋼板の大部分	8、11年目撤廃	20%	関税削減

メキシコ

◆ 2018年12月30日発効。発効日以降の毎年の関税の引き下げ日は1月1日。

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
乗用車	即時撤廃	15%～30%	撤廃済
バス	10年目にかけて関税削減 (ベースレート75%分)	15%～30%	除外
小型トラック	即時撤廃	15%～30%	撤廃済
中・大型トラック	10年目にかけて関税削減 (ベースレート75%分)	30%	除外
中古車	発効時に関税削減 (ベースレート5%分)	50%	除外

※日メキシコEPAにおける自動車の原産地規則は関税分類変更基準及び控除方式による付加価値基準65%の併課制。

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
エンジン部品	即時撤廃	5%	撤廃済
ギアボックス、車体の部分品	即時撤廃	5%	撤廃済
バンパーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ブレーキの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ショックアブソーバーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済

※日メキシコEPAにおける自動車部品の原産地規則は関税分類変更基準と控除方式による付加価値基準65%の併課制等。

ペルー(1)

◆ 未発効

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
医療用品の一部	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
化粧品	6年目撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
インク	11年目撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
電動カミソリ	即時撤廃	9%	2021年4月撤廃
冷凍冷蔵庫	11年目撤廃	17%	2021年4月までに撤廃

ペルー(2)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
乗用車 (1,500cc以下、1,500cc超の一部)	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
点火プラグ	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
自動車用ラジオ	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
鉄製バネ	6年目撤廃	9%	2021年4月にまで撤廃
ガスケット	6年目撤廃	9%	2020年4月に撤廃
強化ガラス	11年目撤廃	9%	2020年4月に撤廃

ベトナム(1)

◆ 2019年1月14日発効(発効時点で2年目が適用)。発効日以降の毎年の関税引き下げは1月1日。

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
着色料、インキ	即時撤廃	3%～24%	2023年4月までに撤廃
接着剤	即時撤廃	5%～14%	撤廃済、関税維持
石鹼、界面活性剤	即時、4年目撤廃	3%～30%	2023年4月までに撤廃
硬質ゴム	4年目撤廃	10%	撤廃済

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
ロードローラー	即時撤廃	5%	撤廃済
ベアリング	即時撤廃	3%	撤廃済
気体ポンプ、真空ポンプ	3、4年目撤廃	5%～31%	2023年4月までに撤廃
エアコン	4年目撤廃	17%～25%	2024年4月撤廃
リチウム電池	4年目撤廃	24%	2023年4月撤廃
オーブン	4年目撤廃	20%～31%	2023年4月撤廃

ベトナム(2)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%～12%	撤廃済、関税削減
化合繊(繊維・糸織物)	即時撤廃	3%～12%	2021年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%～20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	撤廃済

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
鉄線、ケーブル	即時撤廃	3%～5%	撤廃済
鉄鋼製ねじ、くぎ	4、8年目撤廃	5%～20%	2023月までに撤廃
冷延・めっき鋼板	4、11年目撤廃	5%～15%	2024年4月までに撤廃、除外等
鉄器の一部(南部鉄器等)	4年目撤廃	30%	2019年4月撤廃

ベトナム(3)

自動車

品目		譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
乗用車	3000cc超乗用車	10年目撤廃 (非線形)	52%	再協議、除外、関税維持 等
	3000cc以下乗用車	13年目撤廃 (非線形)	52%～70%	
	救急車	12年目撤廃	10%	
バス	空港バス	12年目撤廃	5%	再協議、関税維持、除外 等
	その他バス	13年目撤廃 (非線形)	70%	
トラック		12、13年目撤廃 (非線形)	10%～70%	関税削減、関税維持、除外 等

ベトナム(4)

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
大型エンジンの一部	即時撤廃	3%	2019年4月撤廃、除外
タイヤ	4～11年目撤廃	5%～37%	2025年4月までに撤廃、除外
ギアボックス	6、11年目撤廃	3%～27%	2019年4月までに撤廃、除外 等
駆動軸	6、11年目撤廃	3%～27%	2023年4月までに撤廃、除外 等
サスペンション	6、11年目撤廃	3%～22%	2019年4月までに撤廃、除外 等
クラッチ及びその部分品	6、11年目撤廃	3%～27%	2024年4月までに撤廃、除外 等
車体	11年目撤廃	10%～30%	2018年4月までに撤廃、除外 等

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
二輪車	8年目撤廃	77%～85%	関税削減
二輪車の部分品 (ブレーキ、サドル等)	8年目撤廃	33%～45%	2019年4月撤廃、関税維持

ベトナム(5)

その他

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2008年12月 AJCEP発効、 2009年10月 日越EPA発効)
陶磁器	4年目撤廃	35%~40%	2023年4月撤廃
メガネフレーム	即時撤廃	10%	撤廃済

我が国の工業製品関税
(経済産業省関連分)に関する
内容の概要

我が国の工業製品関税に関する内容の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0～7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6～6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8～16% 1次17.3%～24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5～30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9～14.2%、 衣類:4.4～13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維製オーバーコート等)	7.4～12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%～6.3% ニッケル:3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。 24